

## 第5章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

第2節 広報・啓発活動の推進

第3節 計画の進行管理

共生社会を実現するため、各関係機関と連携を図りながら、総合的かつ計画的に本計画を推進します。

## 第1節 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、以下に掲げる点に配慮して行います。

### 1 庁内関係部局との連携

庁内関係部署との連携のもと進捗状況等の把握に努め、本計画を推進します。

### 2 関係機関との連携と協働

計画の推進に当たっては、福祉、医療、教育、雇用等多様な分野との連携が必要となります。また、国や県の動向を踏まえながら、社会福祉法人・特定非営利活動法人等、各種関係機関や団体などと相互の緊密な連携を図りつつ、協働の視点に立って、総合的に推進します。

### 3 地域との連携

障害のある人が地域においてその人らしく生活をするためには、地域住民の障害や障害のある人に対する理解が不可欠です。社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等と連携・協働を図りながら、障害のある人に対する理解の促進に努めます。

## 第2節 広報・啓発活動の推進

さまざまな広報・啓発活動はもとより、交流・ふれあいを通した障害のある人と障害のない人の相互の理解に向け、また、心のバリアフリーを進めるため、広報・啓発活動を推進します。

## 第3節 計画の進行管理

サービス見込み量の達成状況や地域生活への移行及び一般就労への移行の状況等の確認を行うとともに、光市地域自立支援協議会等において意見の聴取を行い、推進に向けた取組を検討します。